

令和 3 年

第 5 回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

令和3年 第5回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和3年5月10日（月曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者

19名中17名

4 農地利用最適化推進委員出席者

21名中3名（新型コロナウイルス感染防止対策として出席依頼せず）

5 議事

- ・報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第14号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第16号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について
- ・議案第17号 下限面積（別段の面積）の設定審議について

6 農業委員会事務局出席者

事務局長 3名出席

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名中 2 名の欠席で定足数に達していますので、会議規則により第 5 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。農繁期のお忙しいところ出席ありがとうございます。県下では、新型コロナウイルスが急増しておりますので、ご注意ください。また、繁忙期における作業事故や体調管理に十分注意され農作業を行って下さい。それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 10 番委員お願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 27 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 1 件、第 4 条によるもの 3 件、第 5 条によるもの 7 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 5 件、利用権の設定 90 件、使用貸借権の設定 7 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 6 件です。下限面積（別段の面積）の設定審議について 1 件、従いまして会期は本日 1 日とします。なお、議事録署名委員については、3 番委員、4 番委員へお願い致します。それでは最初に、報告第 5 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 5 号の 27 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 27 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、賃借人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 報告第 5 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、以上で報告第 5 号を終わります。続きまして、議案第 14 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 1 件、4 条 3 件、5 条 7 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 14 号農地法第 3 条による許可申請の 1 件の譲受人は、農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 農地法第 3 条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。3 条案件について、原案のとおり

決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法3条1件は決定します。

つづきまして、第4条3件、第5条7件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第14号農地法第4条による、転用許可申請の3件は、いずれも農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番から3番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、農地法第5条による、転用許可申請の7件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から7番の、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。本日の班長を務められた18番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

18番農業委員 今回は、現地調査班6名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、農地区分第2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。 それでは、
○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、市役所から南東へ、約2.4kmのところになります。申請面積は352㎡で、申請人が農業倉庫を計画するものです。なお、申請地の一部が盛土されており追認申請するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。なお、始末書が添付されております。

○ 4条順位2番を説明します。

申請地は、市役所から北へ、約4.3kmのところになります。申請面積は2,263㎡で、畑を管理していくことが困難なので、植林を計画するものです。なお、申請地は、昭和60年ごろに申請人の父親が植林を行なったもので追認申請するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。なお、始末書が添付されております。

○ 4条順位3番を説明します。

申請地は、市役所内牧支所から北西へ、約2.4kmのところになります。申請面積は1,798㎡で、畑を管理していくことが困難なので、植林を計画するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

- 5条順位1番を説明します。

申請地は、市役所内牧支所から南西へ、約3.0kmのところになります。申請面積は2,568㎡で、申請人が畜産業を営んでおり堆肥舎及び放牧場を計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地で農業施設への転用となりますので転用は可能です。
- 5条順位2番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から北西へ約600mのところになります。申請面積は、235㎡で、申請人の隣接宅地の車庫・倉庫として計画するものです。なお、申請地は、申請人の亡父が昭和40年代に車庫・倉庫を建築し現在に至っており追認申請するものです。農地区分は、振興局から1km未満の農地ですので第2種農地となります。なお、始末書が添付されております。
- 5条順位3番を説明します。

申請地は、市役所内牧支所から北西へ、約1.0kmのところになります。申請面積は1,540㎡で、法人がデイサービスセンターを計画するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地となります。
- 5条順位4番を説明します。

申請地は、市役所から南東へ、約2.4kmのところになります。申請面積250㎡の敷地に、個人住宅（建築面積101㎡）を建設するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地となります。
- 5条順位5番を説明します。

申請地は、市役所から北東へ、約2.6kmのところになります。申請面積は2,247㎡で、申請人が畜産業を営んでおり堆肥舎及びロール置場等を計画するものです。なお、申請地の一部が申請人の父が牛舎を以前に建設しており一部追認申請するものです。農地区分は、農用地区域内農地で農業施設への転用となりますので転用は可能です。なお、始末書が添付されております。
- 5条順位6番と7番を併せて説明します。

申請地は、阿蘇市役所から南東へ、約2.2kmのところになります。申請面積は、6番の398㎡と7番の42㎡を併せて440㎡の敷地に、個人住宅（建築面積101㎡）を建設するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地となります。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班としては、すべての案件について許可相当と判断しております。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。

(発言なし)

議長 それでは、4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条、5条案件について、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法4条3件、5条7件は決定します。

これで議案第14号3条、4条、5条については、決定いたしました。

議長 続いて議案第15号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第15号所有権移転の5件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位1番から5番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 議案第15号の所有権移転について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので所有権移転5件は決定します。

議長 次に議案15号2番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第15号2番の利用権設定の90件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位90番までの、賃貸人、借借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 議案第15号2番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので利用権設定90件は決定します。

議長 次に議案15号3番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第15号3番の使用貸借権設定の5件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から5番の、貸人、借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 議案第15号3番の使用貸借権設定の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので使用貸借権設定5件は決定します。

これで議案第15号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて議案第16号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位1番から5番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位1番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の4番委員と10番委員にお願いしたいと思います。

順位2番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の10番委員と12番委員にお願いしたいと思います。

順位3番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の5番委員と17番委員にお願いしたいと思います。

順位4番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員3番委員と9番委員にお願いしたいと思います。

順位5番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の3番委員と9番委員にお願いしたいと思います。

順位6番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の6番委員と16番委員にお願いしたいと思います。

議長 議案16号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案16号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので、議案第16号は原案のとおり決定します。

議長 続いて議案第17号下限面積(別段の面積)の設定審議について事務局より説明願います。

事務局 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積設定についての提案とな

ります。(1)について、阿蘇市農業委員会が定める下限面積については、引き続き50アールとするものです。理由としましては、2020農林業センサスにおいて、管内の農家で50アール以上の農地を耕作している農家が全体農家数の8割を超えているので昨年同様と考えております。(2)については、新規就農予定者の下限面積を25アール(但し施設園芸等に限る)とすることと、先月の農業委員会で協議しました空き家付随する農地の取得に係る下限面積を1アールとする件でございます。空き家に関する資料は、資料1となっており、先月の総会で説明しましたとおり空き家の所有者が所有している農地を取得に限って下限面積を緩和する件でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 下限面積の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。
(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案17号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり決定します。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。
(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第5回総会を閉会いたします。